

京都市駐車場条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成23年4月28日

京都市長 門川大作

京都市規則第7号

京都市駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

京都市駐車場条例施行規則の一部を次のように改正する。

第3条本文中「同じ。）」の右に「及び自転車」を加える。

第6条第1項本文及び第2項本文並びに第7条中「自動車」の右に「及び自転車」を加える。

第16条各号を次のように改める。

- (1) 学校教育法第1条に規定する学校及び同法第124条に規定する専修学校
- (2) 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設
- (3) 鉄道事業法第8条第1項に規定する鉄道施設

第19条ただし書中「次条」を「第20条」に改め、同条の次に次の2条を加える。

(公共交通利用促進計画の承認)

第19条の2 条例第26条の2第2項の規定により提出する公共交通利用促進計画（同項に規定する公共交通利用促進計画をいう。以下同じ。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 条例第26条の2第2項の規定による承認を受けようとする者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 駐車施設の所在地
- (3) 駐車施設の規模
- (4) 公共交通利用促進措置（条例第26条の2第1項に規定する公共交通利用促進措置をいう。以下同じ。）を行おうとする建築物（以下「対象建築物」という。）の名称及び所在地
- (5) 対象建築物の延べ面積
- (6) 対象建築物の用途別の延べ面積
- (7) 公共交通利用促進措置の具体的な内容
- (8) 公共交通利用促進措置の周知の方法
- (9) 公共交通利用促進措置による次に掲げる増加又は減少の見込み

ア 公共交通機関を利用する対象建築物の利用者の数の増加

イ 自動車を利用する対象建築物の利用者（以下「自動車利用者」という。）の数の減少

(10) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、条例第26条の2第2項の規定による公共交通利用促進計画の提出があった場合において、当該計画が対象建築物の利用者の公共交通機関の利用を促進するものであると認めるときは、当該計画を承認するものとする。

3 市長は、前項の承認をしたときは、当該承認を受けた者が条例第23条第1項前段の規定により付置すべき駐車施設の駐車台数から、当該計画に係る公共交通利用促進措置により減少することが見込まれる自動車利用者の数に応じ、当該駐車台数の2割に相当する駐車台数の範囲内において定める駐車台数を減じる。

(公共交通利用促進措置の廃止の届出)

第19条の3 条例第26条の2第3項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書により行うものとする。

(1) 届出者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 条例第26条の2第2項の規定による承認の年月日及び承認番号

(3) 公共交通利用促進措置を廃止する年月日

(4) 廃止の理由

第21条の次に次の3条を加える。

(既存駐車施設の規模の特例の届出)

第21条の2 条例第29条の2の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書により行うものとする。

(1) 届出者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 既存駐車施設（条例第29条の2に規定する既存駐車施設をいう。以下同じ。）の所在地

(3) 既存駐車施設の規模

(4) その他市長が必要と認める事項

(既存駐車施設における公共交通利用促進計画の承認)

第21条の3 条例第29条の3第2項の規定により提出する公共交通利用促進計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 条例第29条の3第2項の規定による承認を受けようとする者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 既存駐車施設の所在地
- (3) 既存駐車施設の規模
- (4) 第19条の2第1項第4号から第10号までに掲げる事項

2 市長は、条例第29条の3第2項の規定による公共交通利用促進計画の提出があった場合において、当該計画が対象建築物の利用者の公共交通機関の利用を促進するものであると認めるときは、当該計画を承認するものとする。

3 市長は、前項の承認をしたときは、当該承認を受けた者が条例第23条第1項前段の規定により付置すべき駐車施設の駐車台数（条例第29条の2の規定により既存駐車施設の所有者又は管理者が駐車施設の規模を同条に規定する適用駐車施設規模としている場合にあっては、当該適用駐車施設規模としている駐車施設の駐車台数）から、当該計画に係る公共交通利用促進措置により減少することが見込まれる自動車利用者の数に応じ、当該駐車台数の2割に相当する駐車台数の範囲内において定める駐車台数を減じる。
(既存駐車施設における公共交通利用促進措置の廃止の届出)

第21条の4 条例第29条の3第3項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書により行うものとする。

- (1) 届出者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 条例第29条の3第2項の規定による承認の年月日及び承認番号
- (3) 公共交通利用促進措置を廃止する年月日
- (4) 廃止の理由

第22条中「附則第2項及び」の右に「第3項並びに」を加える。

別表第3 1備考1中「同じ。」の右に「及び自転車」を加え、同備考2中「自動車及び」の右に「自転車並びに」を、「退場させる自動車」の右に「及び自転車」を加える。

附 則

この規則は、平成23年5月1日から施行する。

(都市計画局都市企画部都市計画課及び建設局土木管理部自転車政策課)